

群馬労働局の取組 トピックス

(群馬県最低賃金の改正、業務改善助成金) (労働契約等解説セミナーのご案内)





〇群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の 皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。

〇ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

① 群馬県最低賃金は10月5日から 935円 に改正されます!

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)が、時間額895円から935円に改正されます。

本年10月5日の労働から、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 (製造業のなかで特定の業種には、群馬県最低賃金より高い「群馬県特定最低賃金」が適用されています。)

[最低賃金の比較方法]

1:時間給の場合 時間給 ≧ 最低賃金額

2:日給の場合 日給 ÷ 1週間における1日平均所定労働時間数 ≥ 最低賃金額

3:月給の場合 月給 ÷ 1年間における1月平均所定労働時間数 ≧ 最低賃金額

4: 上記1~3の組み合わせの場合 1~3の時間額の合計 ≧ 最低賃金額

※ なお、最低賃金を比較する際、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、

③時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金、④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(電話027-896-4737)または管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。

②「業務改善助成金」(賃上げ支援策)の制度が拡充されました!

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定の額(30円)以上引き上げて、生産性向上に資する設備投資等を行った場合、賃金の引き上げ額に応じて設備投資等にかかった費用の一部を助成します。中小企業の賃金引き上げを支援する制度です。今回皆様のご要望を受けて以下の拡充が行われていますので、是非ご利用ください。

対象事業場の拡大 : 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内。

賃金引上げ後の申請: 事業場規模50人未満については賃金引上げ後でも申請可能。

助成率区分の見直し: 最低賃金別助成率区分の金額の引き上げ。

詳しくは、次ページをご覧ください。

※申請期限:2024(令和6)年1月31日 8月31日から開始 (事業完了期限: 2024 (令和6) 年2月28日) 業務改善助成金の制度が拡充されます! 対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に 業務改善助成金とは 業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行っ た中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です 設備投資等の計画 設備投資等の費用 事業内最低賃金 機械設備、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など と実施 引き上げの計画 の一部を助成 拡充のポイント ①対象事業場の拡大 ②賃金引き上げ後の申請 ③助成率区分の見直し 必要な手続き: 事業場内 最低賃金額 助成率 つの計画を提出 事業場内最低賃金と地域別 賃金引き トげ計画 事業実施計画(設備投資 870円未満 9/10 30円以内の事業場 等の計画) 例:地域別最低賃金が920円の 870円以上 を提出し、計画の 審査を受けます。 地域において 920円未満 (9/10)施計画 計画 事業場内最低賃金が ラスタドリ 取低 真金が 955円 (差額35円) の工場 920円以上 对象外 (審査の上、交付決定を受けたら) (4/5)く賃上げの実施 () 内は生産性要件を満たした事業 場の場合

計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

<対象> 事業場規模50人未満のみ <対象>

2023年4月1日から12月31日

までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提

以下の書類の提出は必要です

交付決定得、提出

した計画に沿って

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) です

(*)厚生労働省

交付決定

事業宝施計画(設備投資等の

事業事

施計画

結果

出は不要となりました

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	即成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上≊	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上≥	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上≥	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上∞	600万円	600万円

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。(なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。)

申請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者

売上高や生産量などの事業活動を示す 生産量 要件 指標の直近3か月間の月平均値が前年 前々年または3年前の同じ月に比べて 15%以上減少している事業者

> 原材料費の高騰など社会的・経済的環 境の変化等の外的要因により、申請前 3か月間のうち任意の1か月の利益率 が前年同月に比べ3%ポイント=以上 低下している事業者

「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、 業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した 労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく 必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金 (国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低 賃余額)と同様、最低賃余法第4条及び最低賃余 法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定

下明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等 部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

助成上限額

設備投資	POSレジシステム導入による在庫管理の短縮リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮	
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上	
その他	店舗改装による配膳時間の短縮	

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024(令和6)年2月28日です。
- 必ず最新の交付要細・要額で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。

日本政策金融公庫 店舗住室

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440 (受付時間平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

(R5.8)

【業務改善助成金コールセンターについて】

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせくだ さい。

電話番号0120−366−440(平日8:30~17:15)

拡充後

9/10

(9/10)

(4/5)

900円未満

900円以上

950円未満

950円以上

労働局に事業実施

結果を報告

() 内は生産性要件を満たした事業 場の場合

審査

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

【申請先】

拡充後

事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が

事業場内最低賃金が 対象に! 955円の工場

助成金支給までの流れ

50円以内の事業場

(先ほどの例)

交付申請書・事業実施計画

などを事業場所在地を管轄

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 〒371-8567

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは HPを見てね!



台屋共列制 群馬労働局 雇用環境・均等室

③ 労働契約等解説セミナー2023の開催のご案内

雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである"労働契約"について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。 労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

また、無期転換ルール(※)については、施行から5年を経過した平成30年4月1日 以降、このルールに基づき、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生している ことから、円滑な無期転換を進めるための適切な対応が必要です。このため、無期転 換ルールの具体的な導入方法のほか、先行している企業の導入事例を紹介いたしま す。

さらに、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労使それぞれの留意点を わかりやすく解説いたします。

なお、セミナー終了後には労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談に応じます。

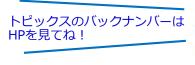
- (※) 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって 企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールです。
- 一般労働者・事業主向け労働契約等解説セミナーの日程等は以下のとおりです。
 - ・開催期間 令和5年6月29日(木)から令和6年3月(予定)
 - ・開催時間 セミナー 13時30分~15時40分(休憩10分) 個別相談会 15時50分~16時50分 具体的な開催日や各回の申込締切日は、専用webサイトをご確認ください。
 - ・開催形式 オンライン
 - •参加費 無料
 - ・申込先 専用webサイト <u>https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/</u> FAX: 075-741-7863

FAX申込用紙は、本事業の委託先であるランゲート株式会社の専用webサイトから ダウンロードできます。https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/seminar.html このセミナーは労働者や事業主の方など、どなたでもご参加になれます。 参加費は無料です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html







④ 働き方・休み方改善ポータルサイトを活用してみませんか!

<u>働き方・休み方改善</u> ポータルサイト を活用して

働きやすい、休みやすい。

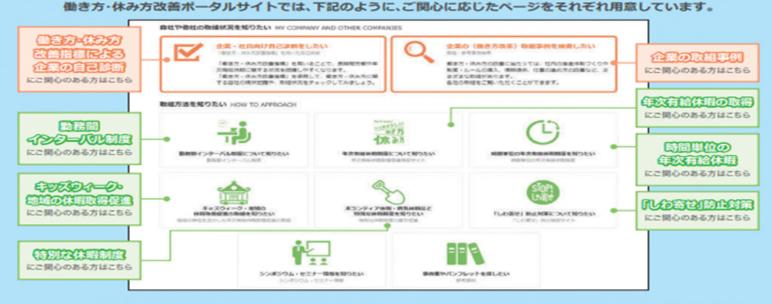
職場をつくりませんか?

このウェブサイトは、皆さまに向けて、社員の働き方・ 休み方の見面しや改善に役立つ情報を提供しています。 働きやすい職場づくりのために活用してみませんか?



働き方休み方

検索



働き方・休み方の改善には、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが 重要です。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、企業の皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の見直しや改善 に役立つ情報を提供するウェブサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診 断をしたり、企業の取組事例を確認することができます。また、働き方・休み方に関する様々な制度(勤務間 インターバル制度、時間単位の年次有給休暇、ポランティア休暇・病気休暇などの特別な休暇制度など)に ついても紹介しています。働き方・休み方改革の取組にぜひご活用ください。



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html

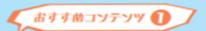


トピックスのバックナンバーは HPを見てね!



學厚生勞働省 群馬労働局 雇用環

雇用環境・均等室



企業・社員向けの診断ができます





企業向け診断をすると…

自社の働き方・休み方に関する現状や課題を把握・分析することができます。

2 自社の働き方・休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

また、合わせて社員向け診断を活用すると、社員の視点からも自社の働き方・休み方に関する現状を把握することができます。

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、自社の長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。企業向け診断を行い、自社の実態や課題を把握して、改善に向けての対策を検討しましょう。診断結果は、レーダーチャート、タイプ診断、休み方の課題フェーズなどが表示されます。







※ユーザー登録をすることで診断結果を保存し、過去のデータと比較ができます。 定期的に診断し、自社の取組状況をチェックしましょう!

(おすすめコソテソツ ②)

企業の取組「例を検索できます





働き方改革に取り組んでいる企業の事例を、業種別、規模別 で調べたり、キーワード検索ができます。自社の働き方・休み方 改革の取組の参考にご活用ください。



おすすめコソテソツ 🗧

働き方・休み方に 関する様々な制度







「勤務間インターバル制度」「時間 単位の年次有給休暇」「特別な休暇 制度」などについて、企業の取組事 例の紹介や、リーフレットなどの資料 を掲載しています。自社における制 度検討の参考にご活用ください。







各制度に関するリーフレット(例)

ウェブサイト内検索や、スマートフォンにも対応しています。 今後も、働き方・休み方の改善に関する情報を更新予定です。

(RS 1668)

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは HPを見てね!



♥厚埋労働省群馬労働局

⑤ 心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました。

厚生労働省では、本年9月1日付で「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正しました。

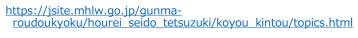
この改正は、近年の社会情勢の変化等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、今年7月に報告書が取りまとめられたことを受けたものです。

厚生労働省では、業務により精神障害を発病された方に対して、改正後の本基準に基づき、一層迅速・適正な労災補償を行っていきます。

なお、以下に添付の厚生労働省ホームページへのリンクより、改正後の認定基準、改 正の概要、改正に至るまでの経過を取りまとめた専門検討会報告書がご覧いただけます。

厚生労働省ホームページへのリンク https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 34888.html

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>



台厚生勞働者 群馬労働局





